



公 示 第 170 号

企業年金基金規約変更公告

電子情報技術産業企業年金基金規約の一部変更があったので、確定給付企業年金法第11条に基づき、電子情報技術産業企業年金基金規約第5条の規定により、次のように公告する。

1、減少した実施事業所の名称および所在地

ASTI株式会社

静岡県浜松市中央区

2、実施事業所でなくなった日

令和7年4月1日

3、所轄厚生局届出年月日

令和7年2月25日

令和7年3月

電子情報技術産業企業年金基金

